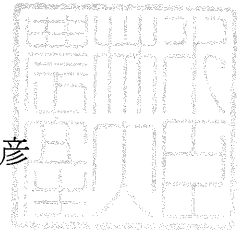


22消安第7206号
平成22年12月3日

農業資材審議会長
土肥一史 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準の設定に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシただし書の規定に基づき、組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準を別紙のとおり定めること

<基準案>

飼料の全部又は一部に含まれる組換えDNA技術によって得られた農作物のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、新たな知見に基づき、飼料としての安全性の評価が必要となった場合は、この限りでない。

- 一 我が国において食品としての安全性が確認されている農作物であって、家畜が摂取する可能性のある部位が食品と同じ部位であるもの
- 二 飼料としての利用を目的としておらず、外国においても飼料としての安全性の評価が実施されていない農作物
- 三 日本標準飼料成分表（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構編）又はOECD（経済協力開発機構）が発行するOECD Feed Tableに記載されていない農作物